

## 地方独立行政法人山口県立病院機構職員給与規程

### (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山口県立病院機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

- (1) 給料は、地方独立行政法人山口県立病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（以下「職員勤務時間等規程」という。）第7条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給与から次号の諸手当を除いたものとする。
- (2) 諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、看護職員等処遇改善手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、救急呼出待機手当、夜間勤務手当、宿日直手当、**附加職務手当**、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

### (給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表
- (2) 医療職給料表
  - イ 医療職給料表（一）
  - ロ 医療職給料表（二）
  - ハ 医療職給料表（三）
- (3) 教育職給料表
- (4) 現業職給料表

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

### (初任給、昇格及び昇給等の基準)

第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

3 休職にされ、若しくは労働組合の役員として当該組合の業務に専ら従事する職員が復

職し、又は休業のため勤務しなかった職員が再び勤務することとなった場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その復職し、又は再び勤務することとなった日以後において、その者の号給の調整をすることがある。

- 4 職員の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定めるところにより決定するものとする。
- 6 55歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「1号給」とする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行わないものとする。
- 8 第3項に規定する調整及び第4項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行う。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 10 職員就業規則第23条第1項又は第24条第1項の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第5条 職員就業規則第24条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に職員勤務時間等規程第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除した得た数を乗じて得た額とする。

（給料の支給）

第6条 給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、その月の21日（ただし、その日が休日等（日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに土曜日をいう。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等以外の日）に給料の月額を支給する。ただし、臨時に、特に必要がある場合には、月の期間の間において給与期間を短縮し、又は給料の支給日を変更することがある。

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定による給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料

額は、その給与期間の現日数から日曜日、土曜日又は割り振られた勤務時間の振り替えによって勤務を要しなくなった日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与の口座振替)

第8条 給与は、職員の同意を得たときは、口座振替の方法により支払うことがある。

(給料の調整額)

第9条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えないものとする。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づいて理事長が指定する職にある者に対して支給する。

2 管理職手当の月額は、職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲において理事長の定める額とする。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号に掲げる孫及び第2号から第4号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当する職員（以下「一般9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(2) 60歳以上の父母及び祖父母

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(4) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる子に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,000円、扶養親族たる父母等については一人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当する職員（以下「一般8級職員等」という。）にあっては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合におけ

る扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 第2項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、理事長が別に定める。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般9級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第1号に掲げる孫若しくは第3号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般9級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額を増額して改定する場合について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠く

に至った場合

- (3) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般9級職員等が一般9級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般8級職員等が一般8級職員等及び一般9級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般9級職員等以外のものが一般9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で一般8級職員等及び一般9級職員等以外のものが一般8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第13条 地域手当は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額を支給する。

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。以下同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(法人が設置する職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている又は山口県公舎の利用者と決定され、使用料を納付している職員その他理事長が別に定める職員を除く。)
  - (2) 第17条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(法人が設置する職員宿舎又は山口県公舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額  
イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額  
ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第15条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月の初日(採用の日が月の初日であるときは、その日)から、第1号に掲げる職に係るものにあつては45年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては5年以内の期間、これらの日(第1号に掲げる職に係るものについては、採用後理事長が別に定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける職員で医師又は歯科医師の資格を有するもの(理事長が定める職員に限る。)の職のうち採用による欠員補充が困難であると認められる職で理事長が定めるもの 月額 311,200 円
  - (2) 前号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で理事長が定めるもの 月額 2,500 円
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認める職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
  - 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員が離職し、若しくは死亡し、又は初任給調整手当の支給がされない職に異動した場合においては、初任給調整手当の支給は、それぞれその者が当該離職若しくは死亡又は異動した日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日をもって終わるものとする。
  - 4 第1項及び第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間その他初任給調整手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(看護職員等処遇改善手当)

第15条の2 看護職員等処遇改善手当は、次に掲げる職員に、当該職員となった日の属する月の翌月(当該職員となった日が月の初日であるときは、その月)から支給する。

- (1) 救命救急センターである医療機関に勤務する医療職給料表(三)の適用を受ける職員及び一般職給料表の適用を受ける保健師 月額 8,640 円
  - (2) 救命救急センターである医療機関に勤務する医療サービスを患者に直接提供する医療職給料表(二)又は一般職給料表の適用を受ける職で理事長が別に定めるもの 月額 6,750 円
- 2 前項の規定により看護職員等処遇改善手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認める職員には、同項の規定に準じて、看護職員等処遇改善手当を支給する。
  - 3 前2項の規定により看護職員等処遇改善手当を支給される職員が離職し、若しくは死亡し、又は看護職員等処遇改善手当の支給がされない職に異動した場合においては、看護職員等処遇改善手当の支給は、それぞれその者が当該離職若しくは死亡又は異動した日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日

をもって終わるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定により看護職員等処遇改善手当を支給される職員の範囲、看護職員等処遇改善手当の支給期間その他看護職員等処遇改善手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。
- 5 看護職員等処遇改善手当は、令和4年厚生労働省告示第269号で改正後の診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）で定める看護職員等処遇改善評価料による医業収益がある間において支給する。

（通勤手当）

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
  - (2) 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
    - イ ロに掲げる職員以外の職員 2,000円（自動車等の使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、2,000円に55,000円（自動車その他原動機付の交通の用具以外の交通の用具で理事長が定めるもののみを使用する場合にあつては、15,700円）を超えない範囲内で理事長が別に定める額を加算した額）
    - ロ 短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員 イに定める額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額
  - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の

使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の第5条に規定する給料の支給日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、理事長が別に定める。

#### （単身赴任手当）

- 第17条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転（以下この項において「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤事業所等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
  - 3 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に勤務することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
  - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第 18 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健福祉業務手当
- (2) 感染症防疫等業務手当
- (3) 分べん業務手当
- (4) 新生児医療業務手当
- (5) 総合診療業務手当
- (6) 剖検対応手当
- (7) 死体取扱手当
- (8) 夜間看護等手当
- (9) 特殊現場作業手当
- (10) 看護学校教務手当
- (11) 災害救助派遣手当

(精神保健福祉業務手当)

第 19 条 精神保健福祉業務手当は、山口県立こころの医療センター（以下「こころの医療センター」という。）に勤務する職員が患者に直接接して行う診療若しくは看護又はこれらに付随する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1 日につき 300 円とする。

(感染症防疫等業務手当)

第 20 条 感染症防疫等業務手当は、山口県立総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）に勤務する職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症及びこれらに相当すると認められる感染症の患者の診療若しくは看護又はこれらに付随する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1 日につき 1,000 円とする。

(分べん業務手当)

第 21 条 分べん業務手当は、総合医療センターに勤務する医師が主治の医師として分べんの業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1 件につき 10,000 円とする。

(新生児医療業務手当)

第 22 条 新生児医療業務手当は、総合医療センターに勤務する医師が主治の医師として新生児集中治療室に新たに入院する新生児の入院時の診療等の業務に従事したときに支給

する。

2 前項の手当の額は、1件につき10,000円とする。

(総合診療業務手当)

第23条の1 総合診療業務手当は、総合医療センターに勤務する医師が主治の医師としていずれの診療科の専門領域にも属さない患者の入院時の診療等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1件につき5,000円とする。

(剖検対応手当)

第23条の2 剖検対応手当は、総合医療センター又はこころの医療センターに勤務する医師が主治の医師として患者家族等に死体剖検への協力を依頼し、その承諾を得た場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1件につき10,000円とする。

(死体取扱手当)

第23条の3 死体取扱手当は、総合医療センター又はこころの医療センターに勤務する職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- (1) 外部からの死体の運搬業務
- (2) 解剖の介助業務
- (3) 死後における処置業務

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる業務 1体につき300円
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる業務 1体につき620円

(夜間看護等手当)

第24条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 総合医療センター又はこころの医療センターに勤務する看護師、助産師及び准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。次項において同じ。)において行われる看護等の業務に従事したとき。
- (2) 総合医療センターに勤務する医療職給料表の適用を受ける職員で救急患者に対処するために自宅等で待機することを命ぜられた職員が、正規の勤務時間以外の時間において待機を命ぜられた期間中に救急患者に対処するために呼出しを受け、1時間以上救急医療等の業務に従事したとき

2 前項の手当の額は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる場合 勤務1回につき、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額
  - イ その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,300円
  - ロ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

- (イ) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円
- (ロ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満 3,100円
- (ハ) 2時間未満 勤務1回につき 2,150円

(2) 前項第2号に掲げる額 勤務1回につき 1,240円

3 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度その他の勤務条件を鑑み、他の職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員に対する前項第1号に掲げる夜間看護等手当の額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額を同号に定める額に加算した額とすることができる。

(1) 第1号イに掲げる場合 勤務1回につき 3,000円

(2) 第1号ロ(イ)及び(ロ)に掲げる場合 勤務1回につき 1,500円

4 第1項第1号に規定する職員(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第16条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合(当該通勤のため勤務事業所の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合(料金等の一部又は全部を勤務事業所が負担するタクシー等を利用する場合を含む。)以外の場合に限る。)における夜間看護等手当の額については、当分の間、前2項の規定にかかわらず、前2項に定める額に次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 通勤距離が片道5キロメートル未満の職員 380円

(2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円

(3) 通勤距離が片道10キロメートル以上 1,140円

(特殊現場作業手当)

第25条 特殊現場作業手当は、総合医療センターに常時勤務する職員で医師、歯科医師、診療放射線技師及び診療エックス線照射の補助を命ぜられている職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又はこれを補助する作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき300円とする。

(看護学校教務手当)

第26条 看護学校教務手当は、総合医療センター又はこころの医療センターに勤務する職員が山口県立萩看護学校若しくは山口県立防府高等学校その他理事長が特に認める施設において看護師養成のための講義に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 医師又は歯科医師 1時間につき 4,700円

(2) 前号に掲げる以外の職員 1時間につき 2,260円

3 看護学校教務手当の支給の基礎となる時間数は、その給与期間において勤務した当該看護学校教務手当の支給の対象となる時間数を合計した時間数とする。この場合において、その合計した時間数に1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- 4 前3項にかかわらず、教育職給料表の適用を受ける者については、本条の手当は支給しない。

(災害救助派遣手当)

第27条 災害救助派遣手当は、職員が災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）の規定による山口県知事からの要請に基づき、災害が発生した箇所又はその周辺において行う医療救護活動等の業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、1日につき840円とする。

(支給の特例)

第28条 給料の調整額の支給を受ける職員に対しては、精神保健福祉業務手当、感染症防疫等業務手当及び特殊現場作業手当は支給しない。

- 2 管理職手当の支給を受ける職員に対しては、夜間看護等手当（第24条第1項第2号に掲げる場合に係るものに限る。）は支給しない。
- 3 同一日において2以上の日額により支給する特殊勤務手当に係る業務等に従事した職員に対しては、当該特殊勤務手当のうち最高の額の特殊勤務手当の一を支給する。

(時間外勤務手当)

第29条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 職員勤務時間等規程第4条第2項の規定により割振り変更前の勤務時間（職員勤務時間等規程第2条第2項、第5条又は第6条の規定により割り振られた勤務時間をいう。以下この条において同じ。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間外に勤務した全時間（第1項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第41条で規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と同条の規定により割振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の勤

務時間外にした勤務（第1項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び前項に規定する理事長が別に定める時間を除く。以下この条において同じ。）の時間との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 職員が職員勤務時間等規程第18条に規定する時間外勤務代替休暇を取得したときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の取得に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては100分の50から100分の25を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

#### （休日勤務手当）

第30条 祝日法による休日等（職員勤務時間等規程第4条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、職員勤務時間等規程第7条に規定する祝日法による休日が職員勤務時間等規程第4条の規程に基づく週休日に当たるときは、週休日に当たる国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の直後の勤務日等（職員勤務時間等規程第7条第2項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（その日が同法に規定する休日、1月2日又は同月3日（以下この条において「休日等」という。）に当たるときは、当該勤務日等の直後の休日等以外の勤務日等）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

#### （夜間勤務手当）

第31条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

#### （時間外勤務手当等の支給の基礎となる時間数）

第32条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる時間数は、その給与期間において勤務した当該時間外勤務等の支給の対象となる時間数を各手当ごとに合計した時間数（時間外勤務手当については、その支給割合を異にする部分ごとに合計した時間数）とする。この場合において、その合計した時間数に1時間未満の端数

を生じた場合は、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。

#### (宿日直手当)

第 33 条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき、次の各号に定める区分に応じて宿日直手当を支給する。

- (1) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務 22,500 円（勤務時間が 6 時間未満の場合にあつては 11,250 円）
- (2) 前号以外の宿直勤務又は日直勤務 7,700 円（勤務時間が 6 時間未満の場合にあつては 3,850 円）

2 前項の勤務は、第 29 条から第 31 条までの勤務には含まれないものとする。

#### (救急呼出待機手当)

第 33 条の 2 救急呼出待機手当は、救急呼出等に備えて自宅等において待機を行った職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、待機 1 回につき 1,700 円とする。
- 3 前項の救急呼出等とは、正規の勤務時間以外の時間において、救急医療等の業務の必要性が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。
- 4 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第 1 項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

#### (附加職務手当)

第 33 条の 3 附加職務手当は、継続・定期的に行われる診療・手術応援業務であつて、当該業務の依頼元との出向協定等（以下「出向協定」という。）に基づき正規の勤務時間に行われる職務（以下「附加職務」という。）に従事する医師又は歯科医師に支給する。

- 2 前項の手当の額は、出向協定により機構に支払われる金額から、当該附加職務に従事する職員に係る第 41 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に当該附加職務に従事した時間を乗じた金額を減じた金額とする。ただし、当該附加職務に従事する職員に係る第 41 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に当該附加職務に従事した時間を乗じた金額が出向協定により機構に支払われる金額を超えるときは、附加職務手当は支給しない。

#### (管理職員特別勤務手当)

第 34 条 第 10 条の規定に基づく理事長が指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により職員勤務時間等規程第 4 条、第 5 条又は第 6 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であ

って正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。
  - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額
  - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額
- 4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（次条及び第37条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、これらの日が日曜日に当たるときはこれらの日の前々日、土曜日に当たるときはこれらの日の前日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは職員就業規則第26条の規定により解雇となり、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、10000分の12625（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、理事長が別に定める職員に限る。以下「特別管理職員」という。）にあっては10000分の10625）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 6か月 100分の100
  - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
  - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
  - (4) 3か月未満 100分の30
- 3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 再雇用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「10000分の12625」とあるのは「10000分の7125」と、「10000分の10625」とあるのは、「10000分の6125」とする。
- 5 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの（理事長が別に定める職員を除く。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困

難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第36条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第43条第2項第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第26条第2項の規定により解雇となった職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第37条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反する

と認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (勤勉手当)

- 第38条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、これらの日が日曜日に当たるときはこれらの日の前々日、土曜日に当たるときはこれらの日の前日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは職員就業規則第26条の規定により解雇となり、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額はそれぞれ当該各号に掲げる額を超えないものとする。
- (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に **10000 分の 10625**（特別管理職員にあっては、**10000 分の 12625**）を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に **10000 分 5125**（特別管理職員にあっては、**10000 分の 6125**）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第35条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第38条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合に

において、第 36 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 38 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 38 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第 2 項において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第 38 条第 1 項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）」と読み替えるものとする。

#### （給与の減額）

第 39 条 職員が、所定勤務時間を勤務しないときは、職員勤務時間等規程第 7 条に規定する休日又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、この勤務しない 1 時間につき、第 41 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

#### （端数計算）

第 40 条 前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額及び第 29 条から第 31 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

#### （勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第 41 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、給料の月額に対する地域手当の月額、初任給調整手当及び看護職員等処遇改善手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を一週間当たりの所定勤務時間数に 52 を乗じて得た時間数から 7 時間 45 分に毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間における職員勤務時間等規程第 7 条に規定する祝日法による休日（土曜日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日及び土曜日を除く。）の日数の合計を乗じて得た時間数を差し引いた時間数で除して得た額とする。

#### （特定の職員についての適用除外）

第 42 条 第 29 条及び第 30 条までの規定は、第 10 条第 1 項に規定する職にある職員には適用しない。

2 第 11 条及び第 12 条並びに第 14 条及び第 15 条の規定は、再雇用職員には支給しない。

#### （給料以外の給与の支給）

第 43 条 この規程に定める給料以外の給与の支給については、理事長が定めるもののほか、第 6 条から第 8 条までの規定を準用する。

#### （退職者の給与）

第 44 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、もしくは疾病にかかり、職員就業規則第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により職員就業規則第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第 16 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる事由に該当して休職にされたとき（次項の場合を除く。）は、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 を支給することができる。
- 6 職員が職員就業規則第 16 条第 1 項第 4 号に掲げる事由に該当して休職にされた場合において、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害であると認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。
- 7 第 2 項、第 3 項、第 5 項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 35 条第 1 項に規定する基準日 1 か月以内に退職し、若しくは解雇となり、又は死亡したときは、第 35 条第 1 項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規程の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 36 条及び第 37 条の規定を準用する。この場合において、第 36 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 44 条第 6 項」と読み替えるものとする。
- 9 労働組合の役員として当該組合の業務に専ら従事する職員には、その業務に従事する期間中、いかなる給与も支給しない。

#### （派遣職員の給与）

第 45 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年山口県条例第 44 号）に基づき、山口県から法人に派遣された職員の給与については、この規程にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年山口県条例第 2 号）その他関係規程（以下「給与条例等」という。）の定めるところにより支給する。

#### （補則）

第 46 条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(病気休暇取得者の給料の特例)

2 当分の間、第 39 条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を減ずる。

(承継職員に係る特例)

3 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）で、給与条例等により発令及び認定を受けていた職員が、この規程の施行日に、この規程の適用を受ける職員となった場合の発令及び認定事項については、その効力を承継する。

(承継職員に係る経過措置)

4 承継職員で施行日の前日において一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年 12 月 27 日条例第 104 号）附則第 16 号から附則第 18 号までの規程（以下「経過措置」という。）による給料を支給されていた者には、平成 27 年 3 月 31 日までの間、この規定による給料月額のほか、経過措置に準じて、給料を支給する。

(号給の切替に伴う経過措置)

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

(昇給の特例)

6 施行日以後最初に行われる承継職員に係る第 4 条第 4 項の昇給に係る同項の規定の適用については、施行日の前日までの引き続く山口県職員としての在職期間に係る当該職員の勤務成績を同項の勤務成績とみなす。

(期末手当又は勤勉手当の特例)

7 平成 23 年 6 月 1 日を基準日とする承継職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第 35 条第 2 項又は第 38 条第 1 項の規定の適用については、施行日の前日までの引き続く山口県職員としての在職期間又は勤務成績は、第 35 条第 2 項又は第 38 条第 1 項の在職期間又は勤務成績とみなす。

(初任給調整手当の特例)

8 承継職員に係る第 15 条の規定の適用については、施行日の前日において給与条例第 10 条の 5 第 1 項の規定により支給されていた初任給調整手当の額及び初任給調整手当を

支給されていた期間は、第 15 条の規定により支給された初任給調整手当の額及び初任給調整手当を支給されていた期間とみなす。

(給与の特例)

- 9 第 3 条に定める給料表の適用を受ける職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）の給料の月額、施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては第 3 条から第 6 条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額から、その額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額については、前段の規定は適用しない。
- (1) 第 10 条に規定する管理職手当を支給される職員のうち特別管理職員 6/100
  - (2) 第 10 条に規定する管理職手当を支給される職員（前号に掲げる職員並びに職務の級が第 3 条に規定する一般職給料表の 5 級以下の職員、こころの医療センター総看護師長、衛生看護学院教頭又は萩看護学校教頭を除く。） 5/100
  - (3) 第 35 条第 5 項により期末手当の加算を受ける職員以外の職員 2/100
  - (4) 前 3 号に掲げる職員以外の職員 3/100

(管理職手当の特例)

- 10 第 10 条の規定により管理職手当を支給される職員（特別管理職員、衛生看護学院長又は萩看護学校長に限る。）の管理職手当の月額は、特例期間においては、第 10 条の規定にかかわらず、この規定により定められる管理職手当の月額から、その額に 10/100 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、この規定により定められる額とする。

(感染症防疫等業務手当の特例)

- 11 令和 2 年 3 月 1 日から当分の間、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者の診療若しくは看護又はこれらに付随する業務に従事したときは、感染症防疫等業務手当を支給する。この場合において第 20 条及び第 28 条第 1 項の規定は適用しない。
- 12 前項の手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に直接接触して診療又は看護に従事した場合、若しくは主治の医師からの依頼により診療に従事した場合  
1 日につき 4,000 円
  - (2) 診療又は看護以外に従事する医療従事者で、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に直接接触し、前号の業務と同等の危険性を有する業務に従事した場合 1 日につき 2,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者への接触の強度又は時間等を考慮して院長が別に定める業務にあつては、その額に

1,000円を加算した額)

(3) 感染症センターその他これに類する施設等の新型コロナウイルス感染症に曝露の可能性のある区域に一定時間立ち入り、区域内の消毒、清掃、物品搬入その他前2号の業務に付随して行う作業に従事した場合 1日につき2,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者が接触した物品等への接触の強度又は時間を考慮して院長が別に定める作業にあつては、その額に1,000円を加算した額)

13 令和2年3月1日から当分の間、重症者病床を確保している病棟において、入院中の新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の診療、看護又はこれらの業務と同等の危険性を有する業務に別に定める時間従事した場合、前項に掲げる感染症防疫等業務手当の額は、同項各号に定める額に3,000円を加算した額とする。

(新型コロナウイルス感染症診療業務手当)

14 令和2年3月1日から当分の間、総合医療センター又はこころの医療センターに勤務する医師が新型コロナウイルス感染症の患者の入院時の診療の業務に従事したときに新型コロナウイルス感染症診療業務手当を支給する。

15 前項の手当の額は、1件につき10,000円とする。

(新型コロナウイルス感染症対応特別一時金)

16 令和4年3月1日時点で新型コロナウイルス感染症患者の病床を確保している病院(法人の本部を含む。)において勤務する職員に対して、新型コロナウイルス感染症対応特別一時金を支給する。

17 前項の一時金は、令和3年12月1日を基準日とする期末手当の支給を受けた職員に対し、当該基準日の前々日の支給割合に基づく期末手当の額と当該基準日に対応する支給日に支払われた期末手当の額との差額に相当する額を支給する。

(看護職員等処遇改善手当一時金の支給)

18 当該年度に支給した次の各号に掲げる額の合計額の総額が、当該年度に係る看護職員処遇改善評価料(令和4年厚生労働省告示第269号で改正後の診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)で定める看護職員処遇改善評価料をいう。)の収入実績額に満たない場合は、その差額を理事長が別に定めるところにより看護職員等処遇改善手当一時金として、第15条の2第1項及び第2項に規定する職員(この項において「看護職員等処遇改善手当支給対象職員」という。)に対して当該年度の翌年度の6月の給料の支給日までに支給する。

(1) 看護職員等処遇改善手当支給対象職員に支給した看護職員等処遇改善手当の額

(2) 看護職員等処遇改善手当支給対象職員に支給した時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当のうち看護職員等処遇改善手当に相当する額として理事長が定めた額

(3) 看護職員等処遇改善手当支給対象職員に係る法定福利費のうち看護職員等処遇改善手当に相当する額として理事長が定めた額

19 第15条の2第5項の規定は、前項に規定する看護職員等処遇改善手当一時金の支給に

において準用する。

(処遇調整手当一時金の支給)

- 20 当該年度に支給した次の各号に掲げる額の合計額の総額が、当該年度に係るベースアップ評価料（令和6年厚生労働省告示第57号で改正後の診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）で定めるベースアップ評価料をいう。）の収入実績額に満たない場合は、その差額を理事長が別に定めるところにより処遇調整手当一時金として、医療機関に勤務する医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）の適用を受ける職員並びに一般職給料表又は現業職給料表の適用を受ける職で理事長が特に定めるもの（この項において「ベースアップ評価料対象職員」という。）に対して当該年度の翌年度の6月の給料の支給日までに支給する。
- (1) ベースアップ評価料対象職員に支給した処遇調整手当の額
  - (2) ベースアップ評価料対象職員に支給した給料のうち、令和7年4月1日以降の地方独立行政法人山口県立病院機構職員給与規程の改正により増額された額
  - (3) ベースアップ評価料対象職員に支給した時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当のうち前2号に相当する額として理事長が定めた額
  - (4) ベースアップ評価料対象職員に係る法定福利費のうち第1号及び第2号に相当する額として理事長が定めた額
- 21 前項の規定により処遇調整手当一時金を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認める職員には、同項の規定に準じて、処遇調整手当一時金を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年12月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の職員給与規程第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項及び第 35 条第 5 項（改正後の職員給与規程第 38 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、改正後の職員給与規程第 9 条第 2 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と前 3 項の規定による給料の額との合計額」と、改正後の職員給与規程第 10 条第 2 項及び第 35 条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と前 3 項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則（平成 28 年 3 月 11 日改正）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 11 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 6 項の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 13 条第 2 項の適用については、「100 分の 16」とあるのは「100 分の 15.5」とする。

附 則（平成 28 年 6 月 29 日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 6 月 29 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 12 月 22 日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 22 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年 12 月 22 日改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成 29 年 12 月 22 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 33 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 11 条第 1 項ただし書及び第 12 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後の第 11 条第 3 項及び第 12 条の規定の適用については、「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円 (一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当する職員 (以下「一般 8 級職員等」という。) にあつては、3,500 円)、前項第 2 号に掲げる子 (以下「扶養親族たる子」という。) については 1 人につき 10,000 円」とあるのは、「前項第 1 号に掲げる扶養親族については 10,000 円、同項第 2 号に掲げる子 (以下「扶養親族たる子」という。) については 1 人につき 8,500 円 (職員に配偶者及び同項第 2 号に掲げる孫及び第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる父母等」という。) がない場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000 円)、扶養親族たる父母等については 1 人につき 6,500 円 (職員に配偶者がいない場合は、そのうち 1 人については 9,000 円)」と、同条第 1 項中「(一般 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。) がある場合、一般 9 級職員等から一般 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨 (新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、「場合 (一般 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第 2 項第 2 号に掲げる孫若しくは第 4 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合 (前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合 (第 1 号に該当する場合を除く。)」と、同条第 2 項中「扶養親族 (一般 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般 9 級職員等から一般 9 級

職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等以外の職員となった日」とあるのは、「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる父母等を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2項中「扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号、第2号に掲げる孫及び第3号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」と、（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当する職員（以下「一般8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶

者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号、第2号に掲げる孫及び第3号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般8級職員等」とあるのは「一般8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係る者がいない場合」と、「死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般8級職員等が一般8級職員等及び一般9級職員等」とあるのは「一般8级以上職員等が一般8级以上職員等」と、同項第6号中「一般8級職員等及び一般9級職員等」とあるのは「一般8级以上職員等」と、「が一般8級職員等」とあるのは「が一般8级以上職員等」とする。

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 26 日改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 31 年 3 月 26 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 31 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) 前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、令和 4 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 (前項に規定する職員を除く。) について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の職員給与規程第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項及び第 35 条第 5 項 (改正後の職員給与規程第 38 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定の適用については、改正後の職員給与規程第 9 条第 2 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と前 3 項の規定による給料の額との合計額」と、改正後の職員給与規程第 10 条第 2 項及び第 35 条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と前 3 項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則 (令和元年 7 月 1 日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 25 日改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年 12 月 25 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 24 条の改正規定は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 4 日改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 2 年 3 月 4 日から施行し、令和 2 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 5 月 20 日改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 2 年 5 月 20 日から施行し、同年 3 月 1 日から適用する。

附則（令和 2 年 9 月 30 日改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行し、同年 9 月 1 日から適用する。

附則（令和 2 年 11 月 30 日改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 2 年 11 月 30 日から施行する。

附則（令和 3 年 2 月 26 日改正）

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和3年2月26日から施行する。ただし、改正後の附則第13項から第15項までの規定は、令和2年3月1日から適用する。

附則（令和3年4月1日改正）

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和3年6月29日改正）

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和3年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則（令和3年11月30日改正）

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和3年11月30日から施行する。

附 則（令和4年3月7日改正）

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年3月7日から施行し、同年2月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日改正）

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月1日改正）

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月22日改正）

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年12月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年12月22日改正）

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年12月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年3月21日改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年3月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定のうち「処遇調整手当」、第15条の3及び第41条の改正規定は、令和7年1月1日から適用し、第36条及び第37条の改正規定は、令和7年6月1日から適用する。

(号給の切替)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において地方独立行政法人山口県立病院機構職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表1から附則別表5に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(経過措置)

- 4 給与規程第36条及び第37条の改正規定の施行日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(給料の特例)

- 5 給与規程第3条に定める給料表の適用を受ける職員(現業職給料表の適用を受ける職員を除く。)の給料の月額は、施行日から当面の間においては給与規程第3条から第6条までの規定にかかわらず、適用される給料表及び級号給ごとに附則別表6から附則別表10に定める額とする。また、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額についても、同様とする。

附 則 (令和8年3月23日改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和8年3月23日から施行する。ただし、第3条、第15条、第16条、第33条、第35条及び第38条の改正規定は、令和7年10月1日から適用する。

(給料の特例)

- 2 第3条の改正規定に定める給料表の適用を受ける職員（教育職給料表又は現業職給料表の適用を受ける職員を除く。）の給料の月額は、令和7年10月1日から当面の間においては、改正後の第3条から第6条の規定にかかわらず、適用される給料表及び級号給ごとに附則別表6から附則別表9に定める額とする。また、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額についても、同様とする。

(地域手当の特例)

- 3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間においては、改正規定第13条の規定にかかわらず、職員（ただし、医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の0.05を乗じて得た月額を支給する。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,500	244,000	278,700	312,400	335,400	369,900	424,300	475,900	529,700
	2	198,600	245,400	279,700	313,900	337,300	371,600	426,200	481,200	536,500
	3	199,800	246,800	280,700	315,400	339,100	373,300	428,100	486,200	541,600
	4	200,900	248,200	281,700	316,800	340,800	374,900	429,900	490,800	545,900
	5	202,000	249,600	282,700	318,200	342,500	376,500	431,800	494,800	549,300
	6	203,700	251,000	283,700	319,300	344,200	378,300	433,600	498,300	552,500
	7	205,300	252,400	284,600	320,300	345,900	379,800	435,400	501,200	555,500
	8	206,900	253,800	285,600	321,500	347,500	381,400	437,200	503,700	558,000
	9	208,500	255,200	286,600	322,700	349,200	382,700	438,800	505,700	560,000
	10	210,200	256,400	287,600	324,300	350,900	384,400	440,300		
	11	211,800	257,800	288,600	325,900	352,600	386,000	441,800		
	12	213,400	259,100	289,700	327,500	354,200	387,500	443,300		
	13	214,900	260,300	290,700	329,000	355,700	389,400	444,800		
	14	216,600	261,500	292,000	330,600	357,300	391,300	446,100		
	15	218,300	262,700	293,300	332,200	358,900	393,200	447,400		
	16	220,000	263,900	294,500	333,800	360,400	395,100	448,600		
	17	221,300	265,000	295,700	335,200	361,800	396,600	449,800		
	18	222,900	266,100	297,000	337,000	363,500	398,400	451,200		
	19	224,500	267,200	298,200	338,600	365,100	400,200	452,500		
	20	226,000	268,300	299,400	340,200	366,700	401,800	453,700		
	21	227,500	269,300	300,400	341,600	367,900	403,500	454,900		
	22	229,100	270,200	301,600	343,300	369,400	404,900	455,700		
	23	230,800	271,200	302,900	345,000	370,900	406,300	456,500		
	24	232,400	272,300	304,200	346,700	372,400	407,700	457,300		
	25	234,000	273,300	305,500	347,900	374,200	409,000	457,900		
	26	235,700	274,100	306,500	349,800	376,000	410,200	458,500		
	27	237,000	275,000	307,500	351,500	377,600	411,400	459,100		
	28	238,300	275,900	308,500	353,100	379,300	412,400	459,700		
	29	239,600	276,700	309,600	354,600	380,700	413,500	460,400		
	30	240,700	277,500	310,800	356,200	382,000	414,700	461,200		
	31	241,800	278,300	311,900	357,800	383,400	415,900	461,600		
	32	243,000	279,100	313,100	359,400	384,800	417,000	462,300		
	33	243,900	279,800	314,300	361,100	385,900	417,700	462,800		
	34	245,000	280,600	315,600	362,900	386,800	418,400	463,200		
	35	245,900	281,400	316,900	364,700	387,800	419,100	463,600		
	36	246,900	282,100	318,200	366,500	388,900	419,800	464,000		
	37	247,900	282,800	319,400	368,000	389,700	420,300	464,400		
	38	248,800	283,500	320,700	369,400	390,600	420,900	464,800		
	39	249,700	284,200	322,000	370,800	391,500	421,400	465,100		
	40	250,500	284,900	323,300	372,300	392,300	421,800	465,400		

## 再雇用職員以外の職員

41	251,300	285,600	324,600	373,800	393,100	422,200	465,700
42	252,000	286,300	325,900	374,600	393,700	422,400	466,000
43	252,600	287,000	327,200	375,600	394,500	422,700	466,300
44	253,200	287,700	328,400	376,600	395,300	423,000	466,600
45	253,900	288,400	329,300	377,500	396,000	423,300	466,900
46	254,500	289,000	330,500	378,600	396,700	423,600	
47	255,100	289,700	331,800	379,500	397,400	423,900	
48	255,700	290,300	333,100	380,500	398,100	424,200	
49	256,300	291,000	334,200	381,400	398,600	424,400	
50	256,900	291,600	335,500	382,100	399,200	424,700	
51	257,500	292,300	336,700	382,800	399,800	425,000	
52	258,000	293,000	337,900	383,400	400,500	425,300	
53	258,400	293,600	339,200	383,800	400,900	425,500	
54	258,800	294,200	340,300	384,400	401,500	425,800	
55	259,100	294,800	341,400	385,000	402,100	426,100	
56	259,400	295,500	342,500	385,700	402,700	426,400	
57	259,700	296,100	343,200	386,000	403,100	426,600	
58	260,000	296,700	344,100	386,700	403,600	426,900	
59	260,300	297,300	344,800	387,400	404,200	427,200	
60	260,600	298,000	345,600	388,000	404,800	427,400	
61	260,900	298,600	346,400	388,300	405,200	427,600	
62	261,200	299,200	346,800	388,800	405,700	427,900	
63	261,500	299,700	347,300	389,500	406,200	428,200	
64	261,800	300,200	348,000	390,100	406,700	428,400	
65	262,100	300,700	348,800	390,400	406,900	428,600	
66	262,400	301,300	349,500	391,000	407,300	428,900	
67	262,700	301,800	350,200	391,700	407,700	429,200	
68	263,000	302,400	350,800	392,300	408,000	429,400	
69	263,300	302,800	351,300	392,700	408,300	429,600	
70	263,600	303,300	351,900	393,200	408,600	429,900	
71	263,900	303,900	352,400	393,800	408,900	430,200	
72	264,300	304,500	353,000	394,300	409,200	430,400	
73	264,600	305,000	353,300	394,800	409,400	430,600	
74	264,900	305,400	353,800	395,400	409,700		
75	265,200	305,700	354,200	395,900	410,000		
76	265,500	306,000	354,600	396,200	410,200		
77	265,800	306,200	355,000	396,600	410,400		
78	266,100	306,500	355,500	397,100	410,700		
79	266,400	306,700	356,000	397,500	411,000		
80	266,700	307,000	356,500	397,900	411,200		
81	267,000	307,200	356,800	398,300	411,400		
82	267,300	307,400	357,200	398,800	411,700		
83	267,600	307,700	357,600	399,200	412,000		
84	267,900	307,900	358,000	399,600	412,200		

85	268,200	308,200	358,300	399,900	412,400				
86	268,500	308,400	358,700						
87	268,800	308,700	359,100						
88	269,100	309,000	359,500						
89	269,400	309,300	359,700						
90	269,700	309,600	360,100						
91	269,900	309,900	360,500						
92	270,200	310,200	360,900						
93	270,500	310,400	361,100						
94		310,600	361,400						
95		310,900	361,800						
96		311,300	362,100						
97		311,500	362,400						
98		311,800	362,800						
99		312,100	363,200						
100		312,500	363,600						
101		312,700	364,100						
102		313,000	364,500						
103		313,300	364,900						
104		313,600	365,300						
105		313,800	365,800						
106		314,100	366,200						
107		314,400	366,500						
108		314,700	366,800						
109		314,900	367,300						
110		315,300							
111		315,700							
112		316,000							
113		316,200							
114		316,400							
115		316,700							
116		317,100							
117		317,300							
118		317,500							
119		317,800							
120		318,100							
121		318,500							
122		318,700							
123		318,900							
124		319,100							
125		319,400							
再雇用職員	202,000	229,700	271,800	292,600	308,300	334,700	378,000	412,600	466,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円
	1	308,200	419,100	474,300	571,100
	2	310,500	421,900	476,300	577,200
	3	312,800	424,500	478,200	582,300
	4	315,100	426,900	480,200	587,000
	5	317,200	429,200	481,500	591,400
	6	320,700	431,400	483,300	595,700
	7	324,200	433,500	485,100	599,100
	8	327,700	435,600	487,000	602,100
	9	331,100	437,700	488,700	604,600
	10	334,600	439,200	490,400	606,900
	11	338,100	440,700	492,200	
	12	341,500	442,200	494,000	
	13	344,900	443,600	495,800	
	14	348,400	445,100	497,600	
	15	351,900	446,600	499,400	
	16	355,300	448,000	501,200	
	17	358,700	449,300	503,100	
	18	361,900	450,800	505,000	
	19	365,100	452,200	506,900	
	20	368,300	453,600	508,800	
	21	371,600	454,900	510,700	
	22	374,800	456,400	512,400	
	23	377,900	457,900	514,200	
	24	380,900	459,300	516,000	
	25	384,000	460,700	517,600	
	26	386,400	462,100	519,400	
	27	388,700	463,400	521,300	
	28	390,900	464,800	522,800	
	29	392,800	466,200	524,200	
	30	394,500	467,500	525,900	
	31	396,200	468,900	527,700	
	32	398,000	470,300	529,400	
	33	399,800	471,700	531,000	
	34	401,600	473,100	532,300	
	35	403,200	474,400	533,600	
	36	404,500	475,800	534,900	
	37	405,900	477,200	535,900	
	38	407,300	478,900	537,200	
	39	408,700	480,500	538,500	
	40	410,200	482,100	539,800	
	41	411,700	483,700	540,800	
	42	412,400	484,900	541,600	
	43	413,000	486,000	542,400	
再雇用職員以外の職員	44	413,600	487,100	543,200	
	45	414,400	488,100	544,100	
	46	415,000	489,000	544,900	
	47	415,600	489,900	545,700	
	48	416,100	490,700	546,400	

49	416,600	491,400	547,200	
50	417,000	492,100	548,100	
51	417,500	492,800	548,800	
52	417,900	493,400	549,700	
53	418,300	494,100	550,600	
54	418,600	494,800	551,400	
55	418,900	495,400	552,300	
56	419,300	496,000	553,200	
57	419,600	496,300	554,000	
58	420,000	496,900	554,900	
59	420,300	497,500	555,800	
60	420,700	498,200	556,500	
61	421,100	498,600	557,300	
62	421,400	499,200	558,200	
63	421,700	499,900	559,100	
64	422,000	500,600	560,000	
65	422,300	501,000	560,800	
66		501,600	561,700	
67		502,200	562,600	
68		502,700	563,500	
69		503,200	564,300	
70		503,700	565,200	
71		504,200	566,100	
72		504,700	567,000	
73		505,100	567,800	
74		505,600		
75		506,000		
76		506,500		
77		507,000		
78		507,600		
79		508,200		
80		508,600		
81		509,100		
82		509,700		
83		510,300		
84		510,800		
85		511,300		
再雇用職員	315,600	359,500	416,300	492,600

備考 この表は、病院において医療に従事する医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第3(第3条関係)  
医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	202,700	241,900	276,700	295,800	329,100	375,500	430,800
	2	204,800	243,200	277,500	296,600	330,500	377,200	432,800
	3	207,000	244,500	278,300	297,300	331,900	378,800	434,800
	4	209,100	245,800	279,100	298,000	333,300	380,400	436,600
	5	211,100	247,000	279,900	298,700	334,700	382,000	438,400
	6	213,100	248,100	280,700	299,400	336,300	383,600	440,000
	7	215,100	249,100	281,500	300,100	337,800	385,200	441,600
	8	216,900	250,000	282,200	300,800	339,300	386,800	443,100
	9	218,800	251,100	282,900	301,500	340,800	388,400	444,600
	10	220,700	252,200	283,700	302,300	342,400	390,400	445,900
	11	222,600	253,300	284,500	303,100	343,900	392,400	447,200
	12	224,700	254,500	285,300	303,800	345,400	394,400	448,500
	13	226,400	255,800	286,100	304,400	346,900	395,800	449,800
	14	228,400	257,000	286,900	305,500	348,500	397,600	451,000
	15	230,700	258,200	287,600	306,600	350,000	399,300	452,300
	16	232,800	259,300	288,400	307,800	351,500	401,000	453,400
	17	234,900	260,300	289,200	308,900	353,000	402,800	454,600
	18	236,000	261,300	290,000	310,100	354,600	404,300	455,800
	19	237,000	262,400	290,800	311,200	356,200	405,800	457,000
	20	238,100	263,500	291,600	312,400	357,700	407,300	458,200
	21	239,200	264,600	292,400	313,600	359,000	408,600	459,300
	22	240,000	265,500	293,300	314,800	360,500	409,900	460,100
	23	240,900	266,300	294,200	316,000	362,000	411,200	460,500
	24	241,700	267,100	294,900	317,200	363,500	412,300	461,200
	25	242,600	267,900	295,600	318,400	365,000	413,400	461,700
	26	243,500	268,700	296,500	319,600	366,500	414,500	462,100
	27	244,400	269,500	297,400	320,700	368,000	415,600	462,500
	28	245,300	270,300	298,100	321,900	369,400	416,700	462,900
	29	246,200	271,000	298,900	323,100	370,800	417,500	463,300
	30	247,000	271,800	299,900	324,300	372,400	418,300	463,700
	31	247,700	272,600	300,800	325,500	373,900	419,000	464,000
	32	248,500	273,300	301,800	326,700	375,400	419,800	464,300
	33	249,200	274,200	302,800	327,900	376,600	420,200	464,600
	34	249,800	275,000	303,900	329,000	377,700	420,800	464,900
	35	250,500	275,600	304,900	330,200	378,900	421,300	465,200
	36	251,200	276,400	305,900	331,400	380,000	421,700	465,500

	37	251,900	277,300	306,900	332,600	381,000	422,100	465,800
	38	252,500	278,100	307,900	333,800	381,800	422,400	
	39	253,100	278,900	308,900	335,100	382,800	422,700	
	40	253,700	279,700	309,900	336,300	383,900	423,000	
	41	254,300	280,400	310,800	337,200	384,900	423,300	
	42	254,900	281,200	312,000	338,400	385,900	423,600	
	43	255,500	282,000	313,100	339,600	386,900	423,900	
	44	256,000	282,700	314,200	340,800	387,800	424,200	
	45	256,500	283,400	315,300	341,800	388,600	424,400	
	46	257,100	284,200	316,400	342,800	389,400	424,700	
	47	257,500	285,000	317,500	343,800	390,300	425,000	
	48	257,900	285,700	318,500	344,700	391,100	425,300	
	49	258,300	286,400	319,600	345,600	391,600	425,500	
	50	258,800	287,100	320,600	346,500	392,400	425,700	
	51	259,300	287,700	321,700	347,500	393,200	426,000	
	52	259,800	288,400	322,800	348,400	394,000	426,300	
	53	260,100	289,100	323,800	348,900	394,400	426,500	
	54	260,400	289,700	324,800	349,800	395,100		
	55	260,700	290,400	325,800	350,600	395,800		
	56	261,000	291,100	326,800	351,500	396,400		
再雇 用職 員以 外の 職員	57	261,300	291,800	327,900	352,200	396,800		
	58	261,600	292,500	328,800	352,500	397,300		
	59	261,900	293,200	329,800	352,900	398,000		
	60	262,200	293,800	330,700	353,500	398,600		
	61	262,500	294,300	331,600	354,100	399,000		
	62	262,900	294,900	332,300	354,800	399,500		
	63	263,200	295,600	333,000	355,500	400,000		
	64	263,500	296,200	333,600	356,100	400,500		
	65	263,800	296,700	334,200	356,800	401,100		
	66	264,100	297,300	334,900	357,300	401,600		
	67	264,400	298,000	335,500	357,900	402,200		
	68	264,700	298,600	336,100	358,500	402,800		
	69	265,000	299,200	336,700	358,800	403,300		
	70	265,300	299,800	336,900	359,300	403,800		
	71	265,600	300,400	337,400	359,700	404,200		
	72	265,800	301,000	337,900	360,200	404,600		
	73	266,000	301,600	338,500	360,700	404,900		
	74	266,300	302,100	339,000	361,200	405,400		
	75	266,600	302,500	339,500	361,700	405,800		
	76	266,800	302,900	339,900	362,100	406,200		

77	267,000	303,200	340,500	362,400	406,600		
78	267,300	303,500	341,000	362,700			
79	267,600	303,800	341,400	362,900			
80	267,800	304,100	341,900	363,200			
81	268,000	304,400	342,400	363,700			
82	268,300	304,600	342,700	364,000			
83	268,600	304,900	342,900	364,300			
84	268,800	305,200	343,200	364,600			
85	269,000	305,400	343,600	365,000			
86		305,600	344,000	365,300			
87		305,800	344,300	365,700			
88		306,000	344,600	366,000			
89		306,400	344,900	366,400			
90		306,600	345,100	366,700			
91		306,800	345,500	366,900			
92		307,000	345,800	367,200			
93		307,400	346,000	367,500			
94		307,600	346,300	367,900			
95		307,800	346,600	368,300			
96		308,100	346,800	368,700			
97		308,400	347,000	369,200			
98		308,600	347,300	369,600			
99		308,800	347,600	370,000			
100		309,100	347,800	370,400			
101		309,400	348,000	370,900			
102		309,600	348,200				
103		309,800	348,600				
104		310,100	348,800				
105		310,400	349,000				
106			349,300				
107			349,700				
108			350,000				
109			350,200				
再雇用職員	203,000	229,800	259,600	273,600	300,300	342,900	386,700

備考 この表は、病院に勤務する職員で次の各号に掲げるものに適用する。

- (1) 調剤に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理に従事する栄養士
- (3) 公認心理師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、胚培養士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士又は遺伝カウンセラー

別表第4(第3条関係)  
医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	223,600	256,900	296,400	309,900	333,600	376,600	432,100
	2	225,500	259,000	296,900	310,400	334,600	378,300	434,400
	3	227,300	261,200	297,400	310,900	335,600	380,000	436,600
	4	229,000	263,400	297,900	311,400	336,600	381,800	438,700
	5	230,700	265,600	298,300	311,900	337,600	383,600	440,600
	6	232,700	266,600	298,800	312,400	338,800	385,600	442,500
	7	234,500	267,500	299,300	313,000	340,000	387,700	444,300
	8	236,200	268,400	299,700	313,400	341,200	389,700	446,300
	9	237,900	269,200	300,100	313,900	342,100	391,400	448,000
	10	239,800	270,300	300,600	314,500	343,300	393,500	449,600
	11	241,700	271,400	301,100	315,100	344,400	395,600	451,400
	12	243,700	272,300	301,600	315,600	345,500	397,600	453,100
	13	245,600	273,100	302,000	316,000	346,500	399,600	454,400
	14	247,600	273,800	302,500	316,600	347,700	401,200	455,700
	15	249,600	274,500	303,000	317,300	348,800	403,000	457,300
	16	251,600	275,300	303,500	317,900	349,900	404,800	458,900
	17	253,600	276,400	304,000	318,500	351,000	406,500	460,600
	18	255,600	277,300	304,400	319,400	352,100	408,200	462,200
	19	257,700	278,200	304,900	320,200	353,200	410,100	463,700
	20	259,700	279,100	305,300	321,100	354,300	411,900	465,100
	21	261,600	280,200	305,800	321,900	355,400	413,600	466,200
	22	262,800	281,200	306,200	322,800	356,600	415,300	467,500
	23	263,900	282,100	306,700	323,700	357,800	417,100	468,800
	24	265,000	283,100	307,100	324,500	358,900	418,900	470,400
	25	266,100	283,900	307,600	325,300	360,000	420,500	471,400
	26	267,000	284,800	308,200	326,200	361,300	422,300	472,000
	27	267,900	285,700	308,900	327,100	362,600	424,100	472,700
	28	268,700	286,600	309,600	328,000	363,900	425,900	473,300
	29	269,500	287,600	310,300	328,700	365,100	427,400	474,300
	30	270,200	288,300	311,000	329,800	366,600	428,900	475,000
	31	270,900	289,000	311,700	330,900	368,100	430,500	475,800
	32	271,600	289,700	312,500	331,900	369,600	431,800	476,600
	33	272,400	290,400	313,200	333,000	370,800	432,900	477,300
	34	273,000	291,000	314,000	334,000	372,300	434,000	478,000
	35	273,600	291,500	314,800	335,100	373,800	435,300	478,700
	36	274,100	291,900	315,500	336,200	375,200	436,500	479,500
	37	274,700	292,300	316,200	337,300	376,600	437,800	480,300
	38	275,400	292,900	317,000	338,500	377,600	438,900	481,100
	39	276,100	293,400	317,800	339,600	379,000	440,100	481,800
	40	276,800	293,800	318,600	340,700	380,300	441,300	482,500

	41	277,500	294,200	319,200	341,500	381,700	442,500	483,300
	42	278,100	294,700	320,100	342,600	383,100	443,500	
	43	278,800	295,100	321,100	343,700	384,400	444,600	
	44	279,500	295,600	322,000	344,700	385,700	445,700	
	45	280,300	296,100	322,800	345,600	387,200	446,800	
	46	281,000	296,500	323,800	346,600	388,400	447,300	
	47	281,700	297,000	324,800	347,600	389,500	447,800	
	48	282,300	297,400	325,700	348,600	390,700	448,200	
	49	282,800	297,900	326,600	349,800	391,800	448,800	
	50	283,300	298,300	327,600	351,100	392,700	449,300	
	51	283,700	298,800	328,600	352,300	393,700	449,700	
	52	284,100	299,300	329,600	353,500	394,600	450,200	
	53	284,400	299,700	330,400	354,400	395,200	450,700	
	54	284,900	300,100	331,300	355,600	396,000	451,100	
	55	285,300	300,600	332,300	356,800	396,800	451,400	
	56	285,700	301,000	333,200	358,100	397,600	451,700	
	57	286,100	301,500	334,100	359,100	398,300	452,100	
	58	286,500	302,200	335,100	360,000	399,000		
	59	286,800	303,000	336,100	361,100	399,700		
	60	287,100	303,700	337,000	362,400	400,400		
	61	287,500	304,400	337,900	363,500	401,000		
	62	287,900	305,300	339,100	364,700	401,600		
	63	288,300	306,200	340,300	366,000	402,300		
	64	288,600	306,900	341,500	367,100	402,900		
	65	288,900	307,600	342,200	368,000	403,400		
	66	289,300	308,500	343,300	368,900	403,900		
	67	289,700	309,300	344,400	370,000	404,500		
	68	290,100	310,100	345,300	371,100	405,000		
	69	290,500	310,800	346,500	371,900	405,400		
	70	290,900	311,700	347,200	373,000	406,000		
	71	291,300	312,600	348,300	374,100	406,500		
	72	291,700	313,400	349,400	375,100	406,800		
	73	292,100	314,300	350,500	375,800	407,100		
	74	292,600	315,200	351,700	376,600	407,600		
	75	293,100	316,100	352,800	377,400	408,000		
	76	293,600	317,000	353,900	378,100	408,300		
	77	294,100	317,800	355,000	378,700	408,600		
	78	294,600	318,700	356,100	379,200	409,100		
	79	295,200	319,700	357,100	379,800	409,600		
再雇	80	295,600	320,600	358,200	380,300	410,000		
用職	81	296,100	321,100	359,100	380,900	410,300		
員以	82	296,500	321,900	360,100	381,400	410,700		
外の	83	297,000	322,800	361,000	381,900	411,200		
職員	84	297,500	323,600	362,000	382,400	411,600		

85	297,900	324,400	362,900	382,800	412,000
86	298,300	325,400	363,700	383,200	
87	298,800	326,400	364,500	383,800	
88	299,300	327,400	365,300	384,300	
89	299,700	328,300	365,900	384,600	
90	300,200	329,300	366,500	385,100	
91	300,700	330,300	367,100	385,500	
92	301,200	331,300	367,700	385,800	
93	301,700	332,100	368,100	386,400	
94	302,100	332,800	368,500	386,900	
95	302,700	333,500	369,000	387,400	
96	303,300	334,100	369,400	387,900	
97	303,900	334,600	369,900	388,400	
98	304,400	334,900	370,300	388,900	
99	304,900	335,400	370,800	389,400	
100	305,400	336,000	371,200	389,800	
101	305,800	336,400	371,500	390,400	
102	306,300	337,000	372,000	390,900	
103	306,700	337,600	372,300	391,400	
104	307,100	338,100	372,600	391,900	
105	307,500	338,500	373,100	392,500	
106	307,900	339,000	373,600	392,900	
107	308,300	339,500	374,100	393,400	
108	308,600	340,000	374,600	393,900	
109	308,800	340,400	375,100	394,500	
110	309,100	340,700	375,600		
111	309,300	341,000	376,100		
112	309,600	341,300	376,500		
113	309,900	341,600	376,900		
114	310,100	342,000	377,300		
115	310,400	342,300	377,800		
116	310,600	342,600	378,300		
117	310,900	342,800	378,700		
118	311,100	343,100	379,200		
119	311,400	343,400	379,700		
120	311,700	343,600	380,200		
121	312,000	343,800	380,500		
122	312,300	344,100			
123	312,600	344,400			
124	312,900	344,700			
125	313,100	344,900			
126	313,300	345,200			
127	313,600	345,500			
128	314,000	345,700			

129	314,200	345,900						
130	314,500	346,100						
131	314,900	346,500						
132	315,300	346,700						
133	315,500	347,000						
134	315,800	347,400						
135	316,100	347,800						
136	316,400	348,200						
137	316,600	348,500						
138	316,900	348,900						
139	317,200	349,300						
140	317,500	349,700						
141	317,700	350,000						
142	318,000	350,400						
143	318,400	350,700						
144	318,700	351,100						
145	318,900	351,400						
146	319,100	351,800						
147	319,400	352,200						
148	319,700	352,600						
149	319,900	352,900						
150	320,100	353,300						
151	320,400	353,700						
152	320,700	354,100						
153	321,100	354,400						
154	321,300							
155	321,500							
156	321,800							
157	322,100							
158	322,400							
159	322,700							
160	323,000							
161	323,400							
162	323,700							
163	324,000							
164	324,300							
165	324,700							
166	325,000							
167	325,300							
168	325,600							
169	326,000							
再雇用職員	250,900	272,000	279,700	290,500	307,700	346,500	392,300	

備考 この表は、次の各号に定める者に適用する。

- (1) 病院に勤務し、保健指導又は看護等に従事する助産師、看護師又は准看護師
- (2) 教育職給料表の適用を受けない看護教員

## 別表第5(第3条関係)

## 教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円
	1	214,700	262,000	392,700	468,600
	2	217,100	263,400	394,200	470,500
	3	219,500	264,800	395,600	472,300
	4	221,800	266,300	397,000	474,100
	5	224,000	267,700	398,400	475,800
	6	226,300	268,900	399,900	477,500
	7	228,500	270,100	401,400	479,400
	8	230,800	271,300	402,800	481,200
	9	233,000	272,600	404,100	483,000
	10	235,200	273,700	405,500	484,600
	11	237,400	274,800	407,000	486,200
	12	239,600	276,000	408,500	487,700
	13	241,800	277,300	409,900	489,200
	14	244,000	279,000	411,400	490,500
	15	246,100	280,800	412,900	492,000
	16	248,200	282,500	414,400	493,300
	17	250,300	284,200	415,800	494,500
	18	252,100	286,200	417,500	495,100
	19	253,800	288,500	419,100	495,700
	20	255,600	290,700	420,600	496,400
	21	257,300	292,900	421,800	497,000
	22	258,600	295,100	423,200	
	23	259,900	297,300	424,600	
	24	261,100	299,400	426,000	
	25	262,300	301,500	427,600	
	26	263,500	303,400	429,000	
	27	264,700	305,300	430,300	
	28	265,900	307,100	431,700	
	29	267,000	308,900	433,200	
	30	268,100	310,800	434,500	
	31	269,200	312,700	436,000	
	32	270,200	314,400	437,500	
	33	271,300	316,100	439,100	
	34	272,400	317,900	440,500	
	35	273,600	319,600	442,100	
	36	274,900	321,200	443,600	
	37	276,100	322,900	445,300	
	38	277,200	324,600	446,800	
	39	278,400	326,400	448,400	
	40	279,600	328,100	450,000	

41	280,900	329,400	451,500
42	281,900	331,300	453,100
43	282,900	333,100	454,300
44	283,800	334,800	455,500
45	284,400	336,500	456,700
46	285,200	338,400	458,000
47	286,000	340,100	459,200
48	286,800	341,800	460,400
49	287,500	343,500	461,500
50	288,300	345,200	462,700
51	289,000	347,000	463,900
52	289,800	348,700	465,100
53	290,600	350,400	466,300
54	291,400	351,700	467,500
55	292,200	353,000	468,700
56	293,000	354,300	469,900
57	293,700	355,800	471,000
58	294,300	357,400	471,600
59	295,100	358,900	472,100
60	295,900	360,500	472,600
61	296,600	362,000	473,200
62	297,200	363,600	
63	298,000	365,200	
64	298,600	366,600	
65	299,600	368,100	
66	300,400	369,700	
67	301,100	371,400	
68	301,800	372,900	
69	302,400	374,400	
70	303,100	376,000	
71	303,900	377,500	
72	304,600	379,000	
73	305,300	380,500	
74	306,000	382,200	
75	306,700	383,700	
76	307,200	385,200	
77	307,800	386,700	
78	308,400	388,100	
79	309,100	389,500	
80	309,700	390,800	
81	310,200	392,100	
82	310,800	393,500	
83	311,500	394,900	
84	312,200	396,200	

再雇用職員以外の職員

85	312,800	397,300
86	313,600	398,700
87	314,300	400,100
88	315,000	401,400
89	315,700	402,600
90	316,500	403,900
91	317,300	405,000
92	318,100	406,200
93	318,600	407,400
94	319,400	408,500
95	320,200	409,700
96	321,000	410,900
97	321,600	412,300
98	322,300	413,300
99	323,100	414,300
100	323,800	415,300
101	324,600	416,200
102	325,500	417,200
103	326,400	418,300
104	327,200	419,400
105	327,800	420,100
106	328,600	421,000
107	329,400	421,900
108	330,200	422,800
109	330,900	423,600
110	331,300	424,400
111	331,600	425,200
112	332,100	426,000
113	332,600	426,600
114	333,000	427,300
115	333,400	428,000
116	333,800	428,700
117	334,300	429,300
118	334,800	429,800
119	335,200	430,200
120	335,700	430,600
121	336,200	430,900
122	336,600	431,200
123	337,000	431,500
124	337,500	431,700
125	338,100	431,900
126	338,400	432,200
127	338,700	432,500
128	339,000	432,700

129	339,200	432,900		
130	339,500	433,100		
131	339,800	433,400		
132	340,000	433,600		
133	340,200	433,800		
134	340,400	434,100		
135	340,600	434,400		
136	340,900	434,600		
137	341,200	434,800		
138	341,400	435,100		
139	341,700	435,400		
140	342,000	435,600		
141	342,200	435,800		
142	342,400	436,100		
143	342,700	436,400		
144	342,900	436,600		
145	343,200	436,800		
146	343,400			
147	343,700			
148	344,000			
149	344,200			
150	344,400			
151	344,700			
152	345,000			
153	345,200			
再雇用職員	249,300	291,300	351,200	439,700

備考 この表は、山口県に出向し、萩看護学校に勤務する校長、教頭、教務主任及び講師に適用する。

別表第6(第3条関係)

現業職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,200
	37	165,800	218,800	247,200	289,000	336,500
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,800
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	339,100
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	340,400

	41	172,500	223,800	252,600	292,700	341,600
	42	173,900	225,000	253,900	293,700	342,800
	43	175,300	226,200	255,200	294,700	344,000
	44	176,700	227,400	256,500	295,700	345,200
	45	178,200	228,600	257,600	296,500	346,300
	46	179,600	229,800	258,800	297,400	347,400
	47	181,000	231,000	260,000	298,300	348,500
	48	182,400	232,200	261,200	299,200	349,600
	49	183,700	233,400	262,500	300,100	350,800
	50	184,900	234,600	263,700	301,000	351,800
	51	186,100	235,800	264,900	301,900	352,800
	52	187,300	237,000	266,000	302,800	353,800
	53	188,400	238,200	267,100	303,600	354,800
	54	189,500	239,200	268,300	304,400	355,700
	55	190,600	240,200	269,500	305,200	356,600
	56	191,700	241,200	270,700	306,000	357,500
	57	192,800	242,300	271,700	306,800	358,400
	58	193,900	243,300	272,800	307,600	359,300
	59	195,000	244,300	273,900	308,400	360,200
	60	196,100	245,300	275,000	309,200	361,100
	61	197,200	246,300	276,100	309,800	362,000
	62	198,100	247,200	277,200	310,500	362,900
	63	199,000	248,100	278,300	311,200	363,800
	64	199,900	249,000	279,400	311,900	364,700
	65	200,600	250,000	280,300	312,600	365,300
	66	201,400	250,800	281,100	313,200	365,900
	67	202,200	251,600	281,900	313,800	366,500
	68	203,000	252,400	282,800	314,400	367,100
再雇用 職員以 外の職 員	69	203,600	253,200	283,700	315,100	367,600
	70	204,200	253,800	284,500	315,600	0
	71	204,700	254,400	285,300	316,100	0
	72	205,300	255,000	286,100	316,600	0
	73	205,900	255,300	287,000	316,900	0
	74	206,600	255,700	287,800	317,400	0
	75	207,300	256,200	288,600	317,900	0
	76	208,100	256,700	289,400	318,400	0
	77	208,500	257,300	290,200	318,700	0
	78	209,200	257,800	290,800	319,100	0
	79	209,900	258,300	291,400	319,500	0
	80	210,600	258,800	292,000	319,900	0
	81	211,300	259,200	292,500	320,400	0
	82	212,000	259,500	293,100	320,800	0
	83	212,700	259,800	293,700	321,200	0
	84	213,400	260,100	294,300	321,600	0
	85	214,100	260,500	294,800	322,000	0
	86	214,800	260,900	295,400	322,400	0
	87	215,500	261,300	296,000	322,800	0
	88	216,200	261,700	296,600	323,200	0

89	216,800	261,900	297,000	323,500	0
90	217,400	262,300	297,500	323,900	0
91	218,000	262,700	298,000	324,300	0
92	218,600	263,100	298,500	324,700	0
93	219,100	263,500	299,000	325,000	0
94	219,600	263,900	299,500	325,400	0
95	220,100	264,300	300,000	325,800	0
96	220,600	264,700	300,500	326,200	0
97	221,200	264,900	300,900	326,500	0
98	221,700	265,200	301,400	326,900	0
99	222,200	265,400	301,900	327,300	0
100	222,700	265,700	302,400	327,700	0
101	223,300	266,100	302,800	328,000	0
102	223,900	266,300	303,200	0	0
103	224,500	266,600	303,600	0	0
104	225,100	266,900	304,000	0	0
105	225,500	267,200	304,400	0	0
106	226,000	267,500	304,800	0	0
107	226,500	267,800	305,200	0	0
108	227,000	268,100	305,600	0	0
109	227,200	268,400	306,000	0	0
110	227,600	268,700	306,400	0	0
111	228,100	269,000	306,800	0	0
112	228,600	269,300	307,200	0	0
113	229,100	269,600	307,500	0	0
114	229,600	269,900	307,900	0	0
115	230,100	270,200	308,300	0	0
116	230,600	270,500	308,700	0	0
117	231,000	270,800	309,000	0	0
118	231,400	271,100	309,400	0	0
119	231,800	271,400	309,800	0	0
120	232,200	271,700	310,200	0	0
121	232,600	271,900	310,500	0	0
122	0	272,200	310,900	0	0
123	0	272,500	311,300	0	0
124	0	272,800	311,700	0	0
125	0	272,900	311,900	0	0
126	0	273,200	312,300	0	0
127	0	273,500	312,700	0	0
128	0	273,800	313,100	0	0
129	0	273,900	313,300	0	0
130	0	274,200	313,700	0	0
131	0	274,500	314,100	0	0
132	0	274,800	314,500	0	0
133	0	274,900	314,700	0	0
134	0	275,200	0	0	0
135	0	275,500	0	0	0
136	0	275,800	0	0	0
137	0	275,900	0	0	0
再雇用 職員	192,200	203,500	225,700	247,000	278,800

備考 この表は、病院等に勤務する単純な労務に雇用される職員に適用する。

附則別表1 号給の切替表  
 一般職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	6
41	37	33	33	29	25	4	6
42	38	34	34	30	26	4	
43	39	35	35	31	27	4	
44	40	36	36	32	28	4	
45	41	37	37	33	29	4	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		

54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						

112	108						
113	109						

附則別表2 号給の切替表  
 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5

54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

附則別表 3 号給の切替表

医療職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37

54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				

112	108				
113	109				

附則別表4 号給の切替表  
医療職給料表（三）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37

54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			

112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

附則別表5 号給の切替表  
 教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	

54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	

附則別表6

一般職給料表(実支給額表)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	191,000	237,700	272,900	306,600	329,400	363,800	417,800	468,700	521,800
	2	192,100	239,100	273,900	308,100	331,300	365,500	419,700	474,200	528,700
	3	193,300	240,600	274,900	309,600	333,100	367,200	421,600	479,200	533,800
	4	194,400	242,100	275,900	311,000	334,800	368,800	423,400	483,900	538,100
	5	195,500	243,500	276,900	312,400	336,500	370,400	425,300	487,900	541,600
	6	197,200	245,000	277,900	313,500	338,200	372,200	427,100	491,400	544,800
	7	198,800	246,400	278,800	314,500	339,900	373,700	428,900	494,400	547,900
	8	200,400	247,900	279,800	315,700	341,600	375,300	430,700	496,900	550,400
	9	202,000	249,400	280,800	316,900	343,300	376,600	432,300	498,900	552,400
	10	203,700	250,700	281,800	318,600	345,000	378,300	433,800		
	11	205,300	252,100	282,900	320,200	346,700	379,900	435,300		
	12	206,900	253,400	284,000	321,800	348,300	381,400	436,800		
	13	208,500	254,600	285,000	323,300	349,800	383,300	438,300		
	14	210,200	255,800	286,300	324,900	351,400	385,200	439,600		
	15	211,900	257,000	287,600	326,500	353,000	387,100	440,900		
	16	213,600	258,200	288,800	328,100	354,500	389,100	442,100		
	17	214,900	259,400	290,000	329,500	355,900	390,600	443,300		
	18	216,500	260,500	291,300	331,300	357,600	392,400	444,700		
	19	218,100	261,600	292,500	332,900	359,200	394,200	446,000		
	20	219,600	262,700	293,700	334,500	360,800	395,800	447,200		
	21	221,100	263,700	294,800	335,900	362,000	397,500	448,400		
	22	222,700	264,600	296,000	337,600	363,500	398,900	449,200		
	23	224,400	265,600	297,300	339,300	365,000	400,300	450,000		
	24	226,000	266,700	298,600	341,000	366,600	401,700	450,800		
	25	227,600	267,700	299,900	342,200	368,400	403,000	451,400		
	26	229,300	268,500	300,900	344,100	370,200	404,200	452,000		
	27	230,600	269,400	301,900	345,800	371,800	405,400	452,600		
	28	231,900	270,300	303,000	347,400	373,500	406,400	453,200		
	29	233,200	271,200	304,100	348,900	374,900	407,500	453,900		
	30	234,300	272,000	305,300	350,500	376,200	408,700	454,700		
	31	235,500	272,800	306,400	352,100	377,600	409,900	455,100		
	32	236,700	273,600	307,600	353,800	379,000	411,000	455,800		
	33	237,600	274,300	308,800	355,500	380,100	411,700	456,300		
	34	238,700	275,100	310,100	357,300	381,000	412,400	456,700		
	35	239,800	275,900	311,400	359,100	382,000	413,100	457,100		
	36	240,800	276,600	312,700	360,900	383,100	413,800	457,500		
	37	241,900	277,300	314,000	362,400	383,900	414,300	457,900		
	38	242,800	278,000	315,300	363,800	384,800	414,900	458,300		
	39	243,800	278,800	316,600	365,200	385,700	415,400	458,600		
	40	244,600	279,500	317,900	366,700	386,500	415,800	458,900		

再雇用職員以外の職員	41	245,500	280,200	319,200	368,200	387,300	416,200	459,200
	42	246,300	280,900	320,500	369,000	387,900	416,400	459,600
	43	247,000	281,700	321,800	370,000	388,700	416,700	459,900
	44	247,700	282,500	323,000	371,000	389,500	417,000	460,200
	45	248,400	283,200	323,900	371,900	390,200	417,300	460,500
	46	249,000	283,800	325,100	373,000	390,900	417,600	
	47	249,600	284,500	326,400	373,900	391,600	417,900	
	48	250,200	285,200	327,700	374,900	392,300	418,200	
	49	250,800	285,900	328,900	375,800	392,800	418,400	
	50	251,400	286,500	330,300	376,500	393,400	418,700	
	51	252,000	287,200	331,500	377,200	394,000	419,000	
	52	252,500	287,900	332,700	377,800	394,700	419,300	
	53	253,000	288,500	334,000	378,200	395,100	419,500	
	54	253,400	289,200	335,100	378,800	395,700	419,800	
	55	253,700	289,800	336,200	379,500	396,300	420,100	
	56	254,000	290,500	337,300	380,200	396,900	420,400	
	57	254,300	291,100	338,000	380,500	397,300	420,600	
	58	254,600	291,700	338,900	381,200	397,800	420,900	
	59	254,900	292,300	339,600	381,900	398,400	421,200	
	60	255,200	293,000	340,400	382,500	399,000	421,400	
	61	255,500	293,600	341,200	382,800	399,400	421,600	
	62	255,800	294,300	341,600	383,300	399,900	421,900	
	63	256,100	294,900	342,200	384,000	400,400	422,200	
	64	256,400	295,400	342,900	384,600	401,000	422,400	
	65	256,700	295,900	343,700	384,900	401,200	422,600	
	66	257,000	296,500	344,400	385,500	401,600	422,900	
	67	257,300	297,000	345,100	386,200	402,000	423,200	
	68	257,600	297,600	345,700	386,800	402,300	423,400	
	69	257,900	298,000	346,200	387,200	402,600	423,600	
	70	258,200	298,500	346,800	387,700	402,900	423,900	
	71	258,500	299,100	347,300	388,300	403,200	424,200	
	72	258,900	299,700	347,900	388,800	403,500	424,400	
73	259,200	300,200	348,200	389,300	403,700	424,600		
74	259,500	300,700	348,700	389,900	404,000			
75	259,800	301,000	349,100	390,400	404,300			
76	260,100	301,300	349,500	390,700	404,500			
77	260,400	301,500	349,900	391,100	404,700			
78	260,700	301,800	350,400	391,600	405,000			
79	261,000	302,000	350,900	392,000	405,300			
80	261,300	302,300	351,400	392,400	405,500			
81	261,600	302,500	351,700	392,800	405,700			
82	261,900	302,700	352,100	393,300	406,000			
83	262,200	303,000	352,500	393,700	406,300			
84	262,500	303,200	352,900	394,100	406,500			

85	262,800	303,500	353,200	394,400	406,700				
86	263,100	303,800	353,600						
87	263,400	304,100	354,000						
88	263,700	304,400	354,400						
89	264,000	304,700	354,600						
90	264,300	305,000	355,000						
91	264,500	305,300	355,400						
92	264,800	305,700	355,800						
93	265,100	305,900	356,000						
94		306,100	356,400						
95		306,400	356,800						
96		306,800	357,100						
97		307,000	357,400						
98		307,300	357,800						
99		307,600	358,200						
100		308,000	358,600						
101		308,200	359,100						
102		308,500	359,500						
103		308,800	359,900						
104		309,100	360,300						
105		309,300	360,800						
106		309,600	361,200						
107		310,000	361,500						
108		310,300	361,800						
109		310,500	362,300						
110		310,900							
111		311,300							
112		311,600							
113		311,800							
114		312,000							
115		312,300							
116		312,700							
117		312,900							
118		313,100							
119		313,400							
120		313,700							
121		314,200							
122		314,400							
123		314,600							
124		314,800							
125		315,100							
再雇用職員	197,600	225,400	266,800	287,100	302,600	328,700	371,600	405,800	458,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附則別表7

医療職給料表(一)(実支給額表)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	円 300,700	円 411,000	円 466,200	円 562,400
	2	303,000	413,800	468,200	568,500
	3	305,300	416,400	470,100	573,700
	4	307,600	418,800	472,200	578,500
	5	309,700	421,200	473,500	582,900
	6	313,200	423,400	475,300	587,200
	7	316,700	425,500	477,100	590,700
	8	320,200	427,600	479,000	593,800
	9	323,600	429,700	480,700	596,300
	10	327,100	431,200	482,400	598,600
	11	330,600	432,700	484,300	
	12	334,000	434,200	486,100	
	13	337,400	435,600	487,900	
	14	340,900	437,200	489,700	
	15	344,400	438,700	491,500	
	16	347,800	440,100	493,300	
	17	351,200	441,500	495,200	
	18	354,400	443,000	497,100	
	19	357,500	444,400	499,000	
	20	360,700	445,800	500,900	
	21	363,900	447,200	502,900	
	22	367,100	448,700	504,600	
	23	370,200	450,200	506,400	
	24	373,200	451,600	508,200	
	25	376,300	453,000	509,800	
	26	378,700	454,400	511,600	
	27	381,000	455,800	513,500	
	28	383,200	457,200	515,000	
	29	385,100	458,600	516,400	
	30	386,800	460,000	518,100	
	31	388,500	461,400	519,900	
	32	390,300	462,800	521,600	
	33	392,100	464,200	523,200	
	34	393,900	465,600	524,500	
	35	395,500	466,900	525,800	
	36	396,900	468,300	527,100	
	37	398,300	469,800	528,100	
	38	399,700	471,500	529,400	
	39	401,200	473,100	530,700	
	40	402,700	474,700	532,000	
	41	404,200	476,300	533,000	
	42	404,900	477,500	533,800	
	43	405,500	478,600	534,600	
再雇用職員以外の職員	44	406,200	479,700	535,400	
	45	407,000	480,800	536,300	
	46	407,600	481,700	537,100	
	47	408,200	482,600	537,900	
	48	408,800	483,400	538,600	

49	409,300	484,100	539,400	
50	409,800	484,800	540,300	
51	410,300	485,500	541,000	
52	410,700	486,100	541,900	
53	411,200	486,800	542,800	
54	411,600	487,500	543,600	
55	412,000	488,100	544,500	
56	412,400	488,700	545,400	
57	412,700	489,000	546,200	
58	413,100	489,600	547,100	
59	413,500	490,300	548,000	
60	413,900	491,000	548,700	
61	414,300	491,400	549,500	
62	414,600	492,000	550,400	
63	415,000	492,700	551,300	
64	415,300	493,400	552,200	
65	415,600	493,800	553,000	
66		494,400	553,900	
67		495,000	554,800	
68		495,500	555,700	
69		496,000	556,500	
70		496,500	557,400	
71		497,000	558,300	
72		497,500	559,200	
73		497,900	560,000	
74		498,400		
75		498,800		
76		499,300		
77		499,800		
78		500,400		
79		501,000		
80		501,400		
81		501,900		
82		502,500		
83		503,100		
84		503,600		
85		504,100		
再雇用職員	309,700	353,100	409,300	484,600

備考 この表は、病院において医療に従事する医師及び歯科医師である職員に適用する。

附則別表8

医療職給料表(二)(実支給額表)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	196,100	235,300	270,700	289,700	323,100	369,400	424,300
	2	198,200	236,600	271,500	290,500	324,500	371,100	426,300
	3	200,400	237,900	272,300	291,300	325,900	372,700	428,300
	4	202,500	239,200	273,100	292,000	327,300	374,300	430,100
	5	204,500	240,400	273,900	292,700	328,800	375,900	431,900
	6	206,500	241,500	274,700	293,400	330,400	377,500	433,500
	7	208,500	242,500	275,500	294,100	331,900	379,100	435,100
	8	210,300	243,500	276,300	294,900	333,400	380,700	436,600
	9	212,200	244,600	277,000	295,600	334,900	382,300	438,100
	10	214,100	245,700	277,800	296,400	336,500	384,300	439,400
	11	216,000	247,000	278,600	297,200	338,000	386,300	440,700
	12	218,100	248,200	279,400	297,900	339,500	388,300	442,000
	13	219,800	249,500	280,200	298,600	341,000	389,700	443,300
	14	221,800	250,800	281,000	299,700	342,600	391,500	444,500
	15	224,100	252,100	281,800	300,800	344,100	393,200	445,800
	16	226,200	253,200	282,600	302,000	345,600	394,900	446,900
	17	228,300	254,300	283,400	303,100	347,100	396,700	448,100
	18	229,400	255,400	284,200	304,300	348,700	398,200	449,300
	19	230,500	256,600	285,000	305,500	350,300	399,700	450,500
	20	231,600	257,800	285,800	306,700	351,900	401,200	451,700
	21	232,700	258,900	286,600	307,900	353,200	402,500	452,800
	22	233,500	259,800	287,500	309,100	354,700	403,800	453,600
	23	234,400	260,600	288,400	310,300	356,200	405,100	454,000
	24	235,300	261,400	289,200	311,500	357,700	406,200	454,700
	25	236,200	262,200	289,900	312,700	359,200	407,300	455,200
	26	237,100	263,000	290,800	313,900	360,700	408,400	455,600
	27	238,000	263,800	291,700	315,000	362,200	409,500	456,000
	28	238,900	264,600	292,500	316,300	363,600	410,600	456,400
	29	239,800	265,300	293,300	317,500	365,000	411,400	456,800
	30	240,700	266,100	294,400	318,700	366,600	412,200	457,200
	31	241,500	266,900	295,300	319,900	368,100	413,000	457,500
	32	242,400	267,600	296,300	321,100	369,600	413,800	457,800
	33	243,100	268,500	297,300	322,300	370,800	414,200	458,100
	34	243,800	269,400	298,400	323,400	371,900	414,800	458,500
	35	244,600	270,000	299,400	324,600	373,100	415,300	458,800
	36	245,300	270,800	300,400	325,800	374,300	415,700	459,100

	37	246,100	271,700	301,400	327,000	375,300	416,100	459,400
	38	246,800	272,500	302,400	328,300	376,100	416,400	
	39	247,500	273,300	303,400	329,600	377,100	416,700	
	40	248,200	274,100	304,500	330,800	378,200	417,000	
	41	248,800	274,900	305,400	331,700	379,200	417,300	
	42	249,400	275,700	306,600	332,900	380,200	417,600	
	43	250,000	276,500	307,700	334,100	381,200	417,900	
	44	250,500	277,200	308,800	335,300	382,100	418,200	
	45	251,000	277,900	309,900	336,400	382,900	418,400	
	46	251,600	278,700	311,000	337,400	383,700	418,700	
	47	252,100	279,500	312,100	338,400	384,600	419,000	
	48	252,500	280,300	313,200	339,300	385,400	419,300	
	49	252,900	281,000	314,300	340,200	385,900	419,500	
	50	253,400	281,800	315,400	341,200	386,700	419,700	
	51	253,900	282,500	316,500	342,200	387,500	420,000	
	52	254,400	283,200	317,600	343,100	388,300	420,300	
	53	254,700	283,900	318,600	343,600	388,700	420,500	
	54	255,000	284,500	319,600	344,500	389,400		
	55	255,300	285,200	320,600	345,300	390,100		
	56	255,600	285,900	321,600	346,200	390,700		
再雇用職員以外の職員	57	255,900	286,600	322,700	346,900	391,100		
	58	256,200	287,300	323,600	347,200	391,600		
	59	256,500	288,000	324,600	347,700	392,300		
	60	256,800	288,600	325,500	348,300	392,900		
	61	257,100	289,200	326,500	348,900	393,300		
	62	257,500	289,800	327,200	349,600	393,800		
	63	257,800	290,500	327,900	350,300	394,300		
	64	258,100	291,100	328,600	350,900	394,800		
	65	258,400	291,700	329,200	351,600	395,400		
	66	258,700	292,400	329,900	352,100	395,900		
	67	259,000	293,100	330,500	352,700	396,500		
	68	259,300	293,700	331,100	353,300	397,100		
	69	259,600	294,300	331,700	353,600	397,600		
	70	259,900	294,900	331,900	354,100	398,100		
	71	260,200	295,600	332,400	354,600	398,600		
	72	260,400	296,200	332,900	355,100	399,000		
	73	260,600	296,800	333,500	355,600	399,300		
	74	260,900	297,300	334,000	356,100	399,800		
	75	261,200	297,700	334,500	356,600	400,200		
	76	261,400	298,100	334,900	357,000	400,600		

77	261,600	298,400	335,500	357,300	401,000		
78	261,900	298,700	336,000	357,600			
79	262,200	299,000	336,400	357,800			
80	262,400	299,300	336,900	358,100			
81	262,600	299,600	337,400	358,600			
82	262,900	299,900	337,700	358,900			
83	263,200	300,200	337,900	359,200			
84	263,400	300,500	338,200	359,500			
85	263,600	300,700	338,600	359,900			
86		300,900	339,000	360,200			
87		301,100	339,400	360,600			
88		301,300	339,700	360,900			
89		301,700	340,000	361,300			
90		301,900	340,200	361,600			
91		302,100	340,600	361,800			
92		302,300	340,900	362,100			
93		302,700	341,100	362,400			
94		302,900	341,400	362,800			
95		303,100	341,700	363,200			
96		303,400	341,900	363,600			
97		303,700	342,100	364,100			
98		303,900	342,400	364,500			
99		304,100	342,700	364,900			
100		304,400	342,900	365,300			
101		304,700	343,100	365,800			
102		304,900	343,300				
103		305,100	343,700				
104		305,400	343,900				
105		305,700	344,100				
106			344,500				
107			344,900				
108			345,200				
109			345,400				
再雇用職員	198,800	225,500	254,800	268,700	294,900	336,900	380,200

備考 この表は、病院に勤務する職員で次の各号に掲げるものに適用する。

- (1) 調剤に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理に従事する栄養士
- (3) 公認心理師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、胚培養士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士又は遺伝カウンセラー

附則別表9

医療職給料表(三)(実支給額表)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	216,200	249,400	290,000	303,500	327,500	370,600	425,700
	2	218,100	251,600	290,500	304,000	328,600	372,300	428,000
	3	219,900	253,800	291,000	304,600	329,600	374,000	430,200
	4	221,600	256,000	291,500	305,100	330,600	375,800	432,300
	5	223,300	258,200	291,900	305,600	331,600	377,600	434,200
	6	225,300	259,200	292,400	306,200	332,800	379,600	436,100
	7	227,100	260,100	292,900	306,800	334,000	381,700	437,900
	8	228,800	261,000	293,400	307,300	335,200	383,700	439,800
	9	230,500	261,900	293,900	307,800	336,200	385,400	441,500
	10	232,400	263,000	294,400	308,400	337,400	387,500	443,100
	11	234,300	264,100	294,900	309,000	338,500	389,600	444,900
	12	236,300	265,000	295,400	309,500	339,600	391,600	446,600
	13	238,200	265,800	295,900	309,900	340,700	393,600	447,900
	14	240,200	266,500	296,400	310,600	341,900	395,200	449,200
	15	242,200	267,200	296,900	311,300	343,000	397,000	450,800
	16	244,200	268,100	297,400	311,900	344,100	398,800	452,300
	17	246,200	269,200	297,900	312,600	345,200	400,500	454,000
	18	248,200	270,200	298,300	313,500	346,300	402,200	455,600
	19	250,300	271,300	298,800	314,300	347,400	404,100	457,100
	20	252,300	272,300	299,300	315,200	348,500	405,900	458,500
	21	254,200	273,400	299,800	316,000	349,600	407,600	459,600
	22	255,500	274,400	300,200	317,000	350,800	409,300	460,900
	23	256,600	275,400	300,700	317,900	352,000	411,100	462,200
	24	257,700	276,500	301,200	318,700	353,100	412,800	463,700
	25	258,800	277,400	301,700	319,500	354,200	414,400	464,700
	26	259,800	278,400	302,300	320,400	355,500	416,200	465,300
	27	260,700	279,400	303,000	321,300	356,800	418,000	466,100
	28	261,500	280,300	303,800	322,200	358,100	419,800	466,700
	29	262,300	281,300	304,500	323,000	359,300	421,300	467,700
	30	263,100	282,100	305,300	324,100	360,800	422,800	468,400
	31	263,800	282,800	306,000	325,200	362,300	424,400	469,200
	32	264,500	283,500	306,800	326,200	363,800	425,700	470,000
	33	265,300	284,200	307,500	327,300	365,000	426,800	470,700
	34	266,000	284,800	308,300	328,400	366,500	427,900	471,400
	35	266,700	285,300	309,100	329,500	368,000	429,000	472,100
	36	267,300	285,800	309,800	330,600	369,400	430,200	472,900
	37	268,000	286,200	310,600	331,700	370,800	431,500	473,700
	38	268,800	286,800	311,400	332,900	371,800	432,600	474,500
	39	269,600	287,300	312,200	334,000	373,200	433,800	475,200
	40	270,400	287,800	313,000	335,100	374,500	435,000	475,900

	41	271,100	288,200	313,600	335,900	375,900	436,200	476,700
	42	271,900	288,700	314,600	337,000	377,300	437,200	
	43	272,700	289,100	315,600	338,100	378,600	438,300	
	44	273,400	289,600	316,500	339,100	379,900	439,400	
	45	274,200	290,100	317,400	340,100	381,400	440,500	
	46	274,900	290,600	318,400	341,100	382,600	441,000	
	47	275,600	291,100	319,400	342,100	383,700	441,500	
	48	276,200	291,500	320,300	343,100	384,900	441,900	
	49	276,800	292,000	321,200	344,300	386,000	442,500	
	50	277,300	292,500	322,200	345,600	386,900	443,000	
	51	277,700	293,000	323,200	346,800	387,900	443,400	
	52	278,100	293,500	324,200	348,000	388,900	443,900	
	53	278,500	294,000	325,000	348,900	389,500	444,400	
	54	279,000	294,400	325,900	350,100	390,300	444,800	
	55	279,400	294,900	326,900	351,300	391,100	445,100	
	56	279,800	295,400	327,900	352,600	391,900	445,400	
	57	280,200	295,900	328,800	353,600	392,600	445,800	
	58	280,600	296,600	329,800	354,500	393,300		
	59	281,000	297,400	330,800	355,600	394,000		
	60	281,400	298,100	331,700	356,900	394,700		
	61	281,800	298,800	332,600	358,000	395,300		
	62	282,200	299,700	333,800	359,200	395,900		
	63	282,600	300,600	335,000	360,500	396,600		
	64	282,900	301,400	336,200	361,600	397,200		
	65	283,300	302,100	336,900	362,500	397,700		
	66	283,700	303,000	338,000	363,400	398,200		
	67	284,100	303,800	339,100	364,500	398,800		
	68	284,500	304,700	340,000	365,600	399,300		
	69	284,900	305,400	341,200	366,400	399,700		
	70	285,300	306,300	341,900	367,500	400,300		
	71	285,800	307,200	343,000	368,600	400,800		
	72	286,200	308,100	344,100	369,600	401,100		
	73	286,600	309,000	345,200	370,300	401,400		
	74	287,100	309,900	346,400	371,100	401,900		
	75	287,700	310,800	347,500	371,900	402,300		
	76	288,200	311,700	348,600	372,600	402,600		
	77	288,700	312,500	349,700	373,200	402,900		
	78	289,200	313,500	350,800	373,700	403,400		
	79	289,800	314,500	351,800	374,300	403,900		
再雇	80	290,300	315,400	352,900	374,800	404,300		
用職	81	290,800	315,900	353,800	375,400	404,600		
員以	82	291,300	316,800	354,800	375,900	405,000		
外の	83	291,800	317,700	355,700	376,400	405,500		
職員	84	292,300	318,500	356,700	376,900	405,900		

85	292,800	319,300	357,600	377,300	406,300
86	293,200	320,300	358,400	377,700	
87	293,700	321,300	359,300	378,300	
88	294,200	322,300	360,100	378,800	
89	294,700	323,200	360,700	379,100	
90	295,200	324,200	361,300	379,600	
91	295,700	325,200	361,900	380,000	
92	296,200	326,300	362,500	380,300	
93	296,700	327,100	362,900	380,900	
94	297,200	327,800	363,300	381,400	
95	297,800	328,500	363,800	381,900	
96	298,400	329,100	364,200	382,400	
97	299,000	329,600	364,700	382,900	
98	299,500	329,900	365,100	383,400	
99	300,000	330,400	365,600	383,900	
100	300,500	331,000	366,000	384,300	
101	300,900	331,400	366,300	384,900	
102	301,400	332,000	366,800	385,400	
103	301,900	332,600	367,100	385,900	
104	302,300	333,100	367,400	386,400	
105	302,700	333,500	367,900	387,000	
106	303,100	334,000	368,400	387,400	
107	303,600	334,500	368,900	387,900	
108	303,900	335,000	369,400	388,400	
109	304,100	335,400	369,900	389,000	
110	304,400	335,800	370,400		
111	304,600	336,100	370,900		
112	304,900	336,400	371,300		
113	305,200	336,700	371,700		
114	305,400	337,100	372,100		
115	305,700	337,400	372,600		
116	305,900	337,700	373,100		
117	306,200	337,900	373,500		
118	306,500	338,200	374,000		
119	306,800	338,500	374,500		
120	307,100	338,700	375,000		
121	307,400	338,900	375,300		
122	307,700	339,200			
123	308,000	339,500			
124	308,300	339,800			
125	308,500	340,000			
126	308,700	340,300			
127	309,000	340,700			
128	309,400	340,900			

129	309,600	341,100						
130	309,900	341,300						
131	310,300	341,700						
132	310,700	341,900						
133	310,900	342,200						
134	311,200	342,600						
135	311,500	343,000						
136	311,800	343,400						
137	312,000	343,700						
138	312,300	344,100						
139	312,600	344,500						
140	312,900	344,900						
141	313,100	345,200						
142	313,500	345,600						
143	313,900	345,900						
144	314,200	346,300						
145	314,400	346,600						
146	314,600	347,000						
147	314,900	347,400						
148	315,300	347,800						
149	315,500	348,100						
150	315,700	348,500						
151	316,000	348,900						
152	316,300	349,300						
153	316,700	349,600						
154	316,900							
155	317,100							
156	317,400							
157	317,700							
158	318,000							
159	318,300							
160	318,600							
161	319,000							
162	319,300							
163	319,600							
164	319,900							
165	320,300							
166	320,600							
167	320,900							
168	321,200							
169	321,600							
再雇用職員	246,200	267,100	274,600	285,300	302,100	340,400	385,800	

備考 この表は、次の各号に定める者に適用する。

- (1) 病院に勤務し、保健指導又は看護等に従事する助産師、看護師又は准看護師
- (2) 教育職給料表の適用を受けない看護教員